委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|------------------|----------|
| | ○ 知事 | ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 福岡県 | |
| 3. 市区町村名 | 宗像市 | |
| 4. 届出番号 | 6 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-1 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http:// | |

執行機関名 宗像市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの | 宗像市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成28年条例第26号)による重 度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 宗像市個人番号の利用に関する条例別表第一 第6の項 宗像市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成28年条例第26号)による重 度障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条 | 宗像市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成28年条例第26号)第1条 |

| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この条例は、 <u>重度障害者</u> の医療費の一部をその者又はその <u>保護者</u> に支給することにより、もってこれらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 |
|--------------|---|
| ⑦独自利用事務の関連規範 | 宗像市重度障害者医療費の支給に関する条例(平成28年条例第26号) |